

## 第2章 計画の基本的方向

### 第1節 計画の基本方針

環境基本計画は、龍ヶ崎市の総合的な環境行政の基本となるものであり、次のことを本計画の基本とします。

- (1) 龍ヶ崎市における良好な環境の保全及び創造に関する基本的な方向性を明らかにするため、長期的な視野に立った、目指す姿と望ましい環境像を明らかにするとともに環境項目毎の施策の方向性を明らかにします。
- (2) 各環境項目において、施策の方向性を実現するために、市、事業者、市民（必要に応じて滞在者）、市民団体において、必要な取り組み事項・施策と目標を明らかにします。
- (3) 必要な取り組み事項について、市、事業者、市民（必要に応じて滞在者）、市民団体における責務と役割を明らかにし、運営及び確認（チェック）の仕組みを明らかにします。
- (4) 運営及び確認の仕組みにおいて、市民（必要に応じて滞在者）、市民団体の協働に関する枠組みを明らかにします。

### 第2節 計画の目指す姿

**目指す姿 「かけがえのない自然を未来へ**

**人や地球にやさしい環境のまち 龍ヶ崎」**

龍ヶ崎市の目指す姿を実現するために、それぞれの分類ごとに次の4つの望ましい環境像を定めます。

#### (1) 生活環境

資源・エネルギーを有効に利用し、物をごみとして捨てずに資源として再利用・再資源化することで、環境への負荷を自然の浄化能力以下に抑えるまち

#### (2) 自然環境

貴重で多様な動植物が生息する自然環境が健全に維持され、その豊かな自然と人とのふれあいを大切にするまち

#### (3) 文化環境

市の長い歴史がはぐくんできた貴重な文化財などを保存し大切にするまち

#### (4) 環境学習

みんなが環境について考え学習することで、気づき・理解し・より良き環境創成のために全員参加の取り組みを行うまち

また、それぞれの分類ごとに次のとおり環境項目を定めます。

分 類	環 境 項 目
生活環境	地球環境への配慮，不法投棄の防止，廃棄物の削減・リサイクル，騒音・振動の防止，水質汚濁の防止，土壌・地下水汚染の防止，大気汚染の防止，その他くらしに係るもの
自然環境	里山や谷津田などの保全，水辺環境の保全，農村環境の保全，多様な野生動植物の保護
文化環境	文化財の保存，市街地・住宅地・集落及び公園・公共施設などへの配慮
環境学習	環境学習などの推進

### 第3節 計画の各主体の責務と役割

主体	責務	役割
市	<p>市は地域の特性に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、関係機関と協働で実施します。</p> <p>また、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法などの遵守指導や監視活動を実施します。</p>	<p>事業者・市民（必要に応じて滞在者）、市民団体が環境負荷低減活動を自発的に行えるよう支援を行います。</p> <p>事業者・市民（必要に応じて滞在者）、市民団体及び他の自治体などと協働・連携し、環境の保全などに関する取り組みを推進していきます。</p> <p>自治体としての役割のみでなく、市内の一事業者と認識し、自ら率先して施策に基づいた計画的な取り組みを実施します。</p>
事業者	<p>事業者は良好な環境の保全及び創造に関する活動を積極的に推進します。</p> <p>また、資源及びエネルギーの有効利用を図り、廃棄物の適正な処理と発生抑制を進めます。</p>	<p>事業活動に伴って環境へ大きな負荷が発生することを認識し、環境負荷低減に取り組みます。</p> <p>公害の未然防止のみならず、事業所や周辺地域の環境の質を高める活動や市・市民・市民団体などが行う環境保全活動に協力及び参画します。</p>
市民	<p>市民は日常生活において資源・エネルギーの使用及び廃棄物の排出などによる環境への負荷の低減、良好な環境の保全及び創造に努めます。</p>	<p>環境問題は日常生活に伴う環境への負荷が集積して発生していることを認識し、一人ひとりが環境負荷低減に取り組みます。</p> <p>また、市・事業者・市民団体などが行う環境保全活動に協力及び参画します。</p>
市民団体	<p>龍ヶ崎市民環境会議などの市民団体は良好な環境の保全及び創造に関する活動が推進されるよう、市民が参画できる体制の整備、情報の提供及び活動の充実などに努めます。</p>	<p>団体活動に積極的に参画し、団体活動を通して活動の輪を広げていくための条件整備を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受け入れ体制の整備</li> <li>・ 活動紹介を行うなどの情報の発信</li> <li>・ 団体活動の充実</li> <li>・ 団体相互の交流により、幅広い視点での市民へのアピール</li> </ul>

(必要に応じて)

滞在者	<p>観光、労働、就学その他の目的で滞在する者は、この滞在に伴う資源、エネルギーの使用及び廃棄物の排出などによる環境への負荷の低減、良好な環境の保全に努めます。</p>	<p>観光、労働、就学などの滞在行為により、環境への負荷が発生していることを認識するとともに、環境負荷を低減し、市・事業者・市民団体などが行う環境保全のための活動へ協力及び参画します。</p>
-----	--	--